



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 新 電 元 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 森川 雅人
(コード番号 6844 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室企画部長 久保田 辰敬
(TEL 03 - 3279 - 4431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 35 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 43 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第 35 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
第5章 取締役および取締役会 第26条～第34条（記載省略） （新設） 第6章 監査役および監査役会 第35条～第41条（記載省略） （新設） 第7章 計算 第42条～第45条（記載省略）	第5章 取締役および取締役会 第26条～第34条（現行どおり） <u>（社外取締役の責任限定契約）</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 監査役および監査役会 第36条～第42条（現行どおり） <u>（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第7章 計算 第44条～第47条（現行どおり）